

## 群馬大学理工学部及び大学院理工学府学生海外派遣支援事業奨励金支給要項

平成 27. 6. 10 制 定  
改正 平成 28. 6. 18 平成 31. 1. 9  
令和 2. 4. 8 令和 3. 4. 1

### (目的)

第1 この要項は、群馬大学理工学部及び大学院理工学府（以下「本学府等」という。）に在籍する学生に対して、海外留学・研修のための経済的支援を、学部長裁量経費又は群馬大学工学部創立 100 周年記念事業寄附金から行うことにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成し、もって本学府等の教育研究の国際化を促進することを目的とする。

### (支援対象者)

第2 経済的支援の対象者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 派遣交換留学（学生交流協定締結大学への 4 週間以上 1 年以内の留学）に参加する本学府等の正規課程に在籍する学部生及び大学院生
- (2) 本学府等が実施する海外研修プログラムに参加する本学府等の正規課程に在籍する学部生及び大学院生
- (3) その他理工学部長又は理工学府長（以下「理工学府長等」という。）が認めるプログラムに参加する本学府等の正規課程に在籍する学部生及び大学院生
- (4) 前 3 号のほか、理工学府長等が特に認める海外で行われる事業等に参加する本学府等の正規課程に在籍する学部生及び大学院生

### (支援内容及び支給方法)

第3 経済的支援は、海外派遣支援事業奨励金を支給することにより行う。

- 2 海外派遣支援事業奨励金の支給額は、日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）で定められた派遣先地域による奨学金月額に基づき、別表により支給上限額を算出し、対象事業の内容、人数、期間及び地域を勘案し、理工学府運営会議の議を経て決定する。
- 3 当該留学等に対し、他に本学又は民間団体等から支援を受給する場合又は受給した場合は、支給上限額から当該受給額を差し引いた額を支給する。
- 4 海外派遣支援事業奨励金は、第 8 に定める実施報告において、留学等の事実を確認した上で支給する。

### (募集)

第4 海外派遣支援事業は、予算額を勘案しながら公募する。

### (申請手続)

第5 海外派遣支援事業奨励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指導教員等の承認を得て、募集期間内に海外派遣支援事業奨励金支給申請書（別紙様式）により、理工学府長等へ申請を行う。

### (選考及び受給者の決定)

第6 医理工グローバルフロンティアリーダー（GFL）育成コースに在籍している学部生

(以下「GFL生」という。)にあつてはGFL統括委員会において、また、重粒子線医  
理工学グローバルリーダー養成プログラムに在籍している大学院生(以下「理工学  
府LP生」という。)にあつては重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム  
運営委員会理工学府部会において、その他の学生にあつては国際交流委員会にお  
いて選考の上、理工学府運営会議の議を経て、海外派遣支援事業奨励金の支  
給を受ける者(以下「受給者」という。)を決定する。

2 理工学府長等は、前項の規定により、受給者を決定したときは、申請者に通知する。  
(支給の取消し)

第7 理工学府長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、海外派遣支援事業奨励金の  
支給を取り消す。

- (1) 申請書の記載に虚偽が判明したとき。
- (2) 受給者が懲戒処分を受けたとき。
- (3) 成果の見込みがないと判断したとき。
- (4) 受給者が退学又は除籍となったとき。
- (5) 受給者が死亡又は行方不明となったとき。
- (6) 受給者が休学したとき。
- (7) 派遣先の事情により、又は受給者の在留資格が取得できない等、留学することが不可  
能であるとき。
- (8) その他派遣するにふさわしくないと判断したとき。

2 前項の規定により海外派遣支援事業奨励金の支給を取り消した場合は、原則、既に支給  
した海外派遣支援事業奨励金の全額又は一部を返納させる。

(実施報告)

第8 受給者は、海外留学等の終了後2週間以内に、任意の様式により、実施状況を理工学  
府長等に報告しなければならない。

2 実施報告書には、海外留学等の成果が分かる画像を数枚含むものとする。なお、本学  
府等の国際交流に関する広報活動のため、ホームページ等において使用する目的から、個人  
情報の取扱い等について十分な注意をもって作成しなければならない。

(本学府等の国際交流活動への協力)

第9 受給者は、本学府等が実施する海外派遣報告会その他国際交流に関する活動に協力  
しなければならない。

(事務)

第10 海外派遣支援事業奨励金に関する事務は、学生支援係において処理する。ただし、  
GFL生及び理工学府LP生に係るものについては、学務係において処理する。

(要項の改廃)

第11 この要項の改廃は、教授会の議を経て、理工学府長が行う。

(雑則)

第12 この要項に定めるもののほか、海外派遣支援事業奨励金に関し必要な事項は、別に  
定める。

附 則

- 1 この要項は、平成27年6月10日から施行する。
- 2 群馬大学工学部及び大学院工学研究科に在籍する学生については、この要項を準用する。

附 則

この要項は、平成28年6月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年1月9日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月8日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3関係) 支給上限額の算出

支給上限額の算出に当たっては、日本学生支援機構海外留学支援制度(協定派遣)で定められた、派遣地域による奨学金月額に基づき、下表のとおり月額及び日額をそれぞれ算出の上、合算して得られた額とする。

月 額	日 額	支給上限額
定められた月額に、留学開始日の応当日前日をもって一箇月とし算出した月数を乗じて得られた額。	定められた月額を30で除して得られた額に、さらに、月額の算出基礎となった期間を除き、応当日から留学終了日までの日数を乗じて得られた額(小数点以下、四捨五入)。	左記の月額及び日額の合計額。 ただし、日本学生支援機構海外留学支援制度(協定派遣)で規定された奨学金の支給額を超えないものとする。

例)指定都市(月額10万円とする)へ、8月1日～12月3日に留学する場合。

【月額の計算】

応当日は9月以降毎月1日となり、8月1日から11月30日の計4箇月分を算出。

$$10万円 \times 4箇月 = 40万円$$

【日額の計算】

8月1日から11月30日を除いた、応当日である12月1日から3日の計3日。

$$10万円 \div 30 \times 3日 = 1万円(四捨五入)$$

【支給上限額】

$$月額40万円 + 日額1万円 = 41万円$$

(日本学生支援機構海外留学支援制度(協定派遣)による奨学金の額は、50万円。)

海外派遣支援事業奨励金支給申請書

(西暦) 年 月 日

理工学部長・理工学府長 殿

海外留学等のための経済的支援を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 氏名	(ふりがな)		2. 生年月日	年 月 日( 歳)	
			3. 性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
			4. 学籍番号		
5. 所属	学部	学科		年	
	学府	プログラム/領域			
<input type="checkbox"/> 医理工グローバルフロンティアリーダー(GFL)育成コースに在籍 <input type="checkbox"/> 重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラムに在籍					
6. 連絡先	電話番号 _____ Eメールアドレス(携帯電話、PC共に頻繁に確認するアドレスを記載してください。) _____				
7. 保護者連絡先 ※事前に了解を得ておくこと。	住所 〒 _____				
	氏名 _____ (本人との関係: _____)				
	電話番号 _____				
8. 留学予定大学等	国名:			大学等名:	
	プログラム等名及びその内容				
9. 留学期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日数 )				
10. その他支援金 申請・受給状況	他に受給する予定の支援金(申請中及び申請予定も含む)				
	名称:	_____			
	機関名:	_____			
	受給金額:	_____			
	受給予定期間:	_____			
	申請時期:	_____			
結果判明時期:	_____				
申請者による 募集・申請内容確認 (署名・捺印)	群馬大学理工学部及び大学院理工学府学生海外派遣支援事業奨励金支給要項に記載される内容を十分に理解した上で申請します。 年 月 日 署名 _____ 印 _____				
指導教員等による承認 (署名・捺印)	上記の者が留学等することについて、了承済です。 年 月 日 署名 _____ 印 _____				